

平成26年度公共用水域及び  
地下水の水質測定計画（案）関係

- ・平成 2 4 年度公共用水域水質測定結果について . . . . . (P1)
- ・平成 2 6 年度公共用水域水質測定計画作成の基本方針 . . (P2)
- ・平成 2 5 年度公共用水域水質測定計画からの変更点 . . . (P3)
- ・平成 2 4 年度地下水水質測定結果について . . . . . (P6)
- ・平成 2 6 年度地下水水質測定計画作成の基本方針 . . . . . (P7)
- ・平成 2 5 年度地下水水質測定計画からの変更点 . . . . . (P8)
- ・公共用水域の環境基準等 . . . . . (P9)
- ・地下水の環境基準等 . . . . . (P20)

## 平成 24 年度公共用水域水質測定結果について

水質汚濁防止法第 15 条及び平成 24 年度公共用水域水質測定計画に基づき、公共用水域の水質の状況を把握するため、県、国土交通省、岡山市及び倉敷市が分担し、県下 159 地点で測定を実施した。

## 【測定地点の内訳】

区分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合計
河川	51	15	16	4	86
湖沼	-	-	4	-	4
海域	35	-	13	21	69
合計	86	15	33	25	159

## 1 対象項目

水質汚濁に係る環境基準が定められている健康項目（27 項目）、生活環境項目（10 項目）、要監視項目（28 項目）、要測定指標（3 項目）、その他項目（9 項目）

## 2 結果概要

## (1) 健康項目

健康項目は、前年度と同様、すべての水域で環境基準を達成した。

## (2) 生活環境項目

## ア BOD及びCOD

(ア) 河川の BOD は、31 水域のうち 29 水域で環境基準を達成した。(達成率：94%)

(イ) 児島湖の COD は、環境基準を達成しなかった。

(ウ) 海域の COD は、10 水域のうち 4 水域で環境基準を達成した。(達成率：40%)

## イ 全窒素及び全りん

(ア) 児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。

(イ) 海域の全窒素及び全りんは、いずれも 8 水域すべてで環境基準を達成した。

区分		22年度	23年度	24年度
河川	BOD	29/31( 94%)	29/31( 94%)	29/31( 94%)
	COD	0/ 1( 0%)	0/ 1( 0%)	0/ 1( 0%)
湖沼	全窒素	0/ 1( 0%)	0/ 1( 0%)	0/ 1( 0%)
	全りん	0/ 1( 0%)	0/ 1( 0%)	0/ 1( 0%)
	COD	5/10( 50%)	8/10( 80%)	4/10( 40%)
海域	全窒素	8/ 8(100%)	8/ 8(100%)	8/ 8(100%)
	全りん	7/ 8( 88%)	8/ 8(100%)	8/ 8(100%)

備考：分母は環境基準あてはめ水域数、分子は環境基準達成水域数、括弧内は環境基準達成率を示す。

## (3) 要監視項目

ウランが海域 11 地点で国の指針値を超過した。原因としては、自然由来が考えられる。ウラン以外の項目で指針値のあるクロロホルム等 25 項目は、いずれも指針値に適合した。指針値のないニッケル等 2 項目は、いずれも不検出であった。

## 平成26年度公共用水域水質測定計画作成の基本方針

## 1 基本的な考え方について

- ・測定地点 継続する。(合計160地点を県、国土交通省、岡山市、倉敷市で分担)
- ・測定項目 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)、要監視項目3項目(4-t-オクチフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール)について測定を開始し、その他は継続する。
- ・測定頻度 環境省の指針等に基づき効率化・測定回数の見直しを行う。
- ・その他 湖沼におけるノニルフェノールの測定地点を変更する。

## 2 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の測定開始について

平成25年3月に水生生物保全環境基準項目として追加されたことに伴い、測定を開始する。水生生物保全環境基準項目は、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにその生息又は生育環境の保全を目的として設定される。

- ・測定頻度 環境基準点を中心に、年2～4回測定する。

## 3 要監視項目3項目(4-t-オクチフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール)の測定開始について

平成25年3月に水生生物保全要監視項目として追加されたことに伴い、測定を開始する。水生生物保全要監視項目は、水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして設定される。

- ・測定頻度 環境基準点を中心に、年1回測定する。

## 4 効率化について

常時監視においては、知見の集積により測定項目が順次追加されている一方で、国及び地方公共団体は限られた予算内での確な実施が求められているため、環境省から「水質モニタリング方式効率化指針」が通知されている。県では、この指針等を踏まえて効率化・重点化を行ってきており、平成26年度は次のとおり効率化を行う。

## (1) 健康項目及び要監視項目(EPN)

- ・過去10年間不検出又は環境基準未満が継続している地点で測定回数を削減する。

## (2) 生活環境項目

- ・一般項目(pH, DO, COD)等及び大腸菌群数について、水質変動が少ない沖合海域の補助測定点で測定回数を削減する。
- ・全亜鉛について、過去10年間環境基準未満が継続している地点で測定回数を削減する。

## (3) 要測定指標及び補助測定項目

- ・環境省から平成23～25年度までの期間で調査依頼のあった項目について、測定を終了する。(岡山市の測定地点のみ)

## 5 その他

水生生物保全環境基準項目であるノニルフェノールについて、平成25年度から児島湖の「樋門」で測定を開始したが、「湖心」の方が児島湖の代表点・発生源から近い点として適切であることから、地点を「湖心」に変更する。

## 平成25年度公共用水域水質測定計画からの変更点

## 1 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の測定開始

地点名	変更内容	変更理由
一中橋(高梁川上流) 中井橋(高梁川中流(1)) 湛井堰(高梁川中流(2)) 猪原橋(小田川上流) 湯原ダム(旭川上流) 落合橋(旭川中流) 乙井手堰(旭川中流) 嵯峨堰(吉井川上流) 周匝大橋(吉井川中・下流) 高塚橋(足守川上流)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の測定開始 (0回/年 → 2回/年)	環境基準(生活環境項目)に追加されたため(平成25年3月)
玉島港奥部(玉島港区) 水島港口部(水島港区) 上水島北(水島地先海域(甲)) 網代諸島沖(水島地先海域(乙)) 久須美鼻東(備讃瀬戸)		
霞橋(高梁川下流) 布原橋(西川) 巖橋(小坂部川) 幡見橋(有漢川) 神崎橋(成羽川) 福松橋(小田川下流) 栄橋(美山川) 鴨方川合流点(里見川) 桜橋(旭川下流) 大久奈橋(新庄川) 清内橋(百間川) 新橋(砂川) 熊山橋(吉井川中・下流) 加茂川橋(加茂川) 滝村堰(梶並川) 三星橋(滝川) 鷺湯橋(吉野川) 宮橋(金剛川) 笹ヶ瀬橋(笹ヶ瀬川) 入江橋(足守川下流) 倉敷川橋(倉敷川) 滝山堰(高屋川) 浜の川橋(伊里川)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の測定開始 (0回/年 → 4回/年)	環境基準(生活環境項目)に追加されたため(平成25年3月)
湖心(児島湖) DOWAホールディングス沖(児島湾(甲)) 向小串沖(児島湾(乙)) 出崎東沖(児島湾(丙)) 錦海湾(牛窓地先海域) 鹿久居島東沖(播磨灘北西部)		

## 2 要監視項目3項目（4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール）の測定開始

地点名	変更内容	変更理由
一中橋（高梁川上流） 中井橋（高梁川中流(1)） 霞橋（高梁川下流） 湯原ダム（旭川上流） 落合橋（旭川中流） 乙井手堰（旭川中流） 嵯峨堰（吉井川上流） 周匝大橋（吉井川中・下流） 鴨越堰（吉井川中・下流） 笹ヶ瀬橋（笹ヶ瀬川） 盛綱橋（倉敷川） 倉敷川橋（倉敷川） 御仮屋橋（小田川） ----- 旭川河口部（児島湾（乙）） 吉井川河口部（児島湾（乙）） 別荘沖（児島湾（丙）） 神島御崎沖（備讃瀬戸） 錦海湾（牛窓地先海域） 大多府島東南沖（播磨灘北西部）	要監視項目3項目（4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール）の測定開始  (0回/年 → 1回/年)	要監視項目に追加されたため（平成25年3月）

## 3 効率化

地点名	変更内容	変更理由
下灘橋（倉敷川） 盛綱橋（倉敷川） 桜橋（倉敷川） 御仮屋橋（小田川）	健康項目(25項目)及び要監視項目(EPN)の測定回数減  (2回/年 → 1回/年)  【健康項目】カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジソン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素 【要監視項目】EPN	測定回数の効率化のため（過去10年間不検出又は環境基準未満が継続している地点での見直し）
寄島沖（水島地先海域（甲）） 下水島北（水島地先海域（甲）） 下津井沖（水島地先海域（乙）） 網代諸島西沖（水島地先海域（乙）） 太濃地島西沖（水島地先海域（乙）） 引網沖（備讃瀬戸） 堅場島南東（備讃瀬戸）	一般項目(pH、DO、COD)、塩素量、透明度の測定回数減  (12回/年 → 4回/年)	測定回数の効率化のため（水質変動が少ない沖合海域の補助測定点での見直し）

地点名	変更内容	変更理由
下津井沖（水島地先海域（乙）） 網代諸島西沖（水島地先海域（乙）） 太濃地島西沖（水島地先海域（乙）） 引網沖（備讃瀬戸） 堅場島南東（備讃瀬戸）	大腸菌群数の測定回数減 （12回/年 → 4回/年）	測定回数の効率化のため （水質変動が少ない沖合海 域の補助測定点での見直 し）
玉島港奥部（玉島港区） 水島港口部（水島港区） 玉島港沖合（水島地先海域（甲）） 上水島北（水島地先海域（甲）） 濃地諸島東（水島地先海域（甲）） 網代諸島沖（水島地先海域（乙）） 久須美鼻東（備讃瀬戸）	全垂鉛の測定回数減 （12回/年 → 4回/年）	測定回数の効率化のため （過去10年間環境基準未満 が継続している地点での見 直し）
新橋（砂川） 笹ヶ瀬橋（笹ヶ瀬川） 高塚橋（足守川上流） 入江橋（足守川下流） 倉敷川橋（倉敷川） ----- 別荘沖（児島湾（丙）） 児島湾口沖（児島湾（丙））	要測定指標（大腸菌数） の測定終了	環境省からH25年度までの 期間で調査依頼のあった項 目であり、LAS等の新規追 加項目の測定に対応するた め
湖心（児島湖） 樋門（児島湖） ----- 九幡沖（児島湾（乙）） 児島湾口沖（児島湾（丙））	要測定指標（下層D0）の 測定終了	
新橋（砂川） 笹ヶ瀬橋（笹ヶ瀬川） 高塚橋（足守川上流） 入江橋（足守川下流） 倉敷川橋（倉敷川） ----- 湖心（児島湖） 樋門（児島湖） ----- DOWAホールディングス沖（児島湾（甲）） 旭川河口部（児島湾（乙）） 吉井川河口部（児島湾（乙）） 横樋沖（児島湾（乙）） 九幡沖（児島湾（乙）） 阿津沖（児島湾（乙）） 向小串沖（児島湾（乙）） 別荘沖（児島湾（丙）） 児島湾口沖（児島湾（丙））	補足測定項目（全有機炭 素）の測定終了	

#### 4 その他

地点名	変更内容	変更理由
樋門（児島湖） ----- 湖心（児島湖）	ノニルフェノールの測定 終了（4回/年 → 0回/年） ノニルフェノールの測定 開始（0回/年 → 4回/年）	平成25年度から「樋門」で 測定を開始したが、「湖心」 の方が児島湖の代表点・発 生源から近い点として適切 と判断されるため

## 平成 24 年度地下水水質測定結果について

水質汚濁防止法第 15 条及び平成 24 年度地下水水質測定計画に基づき、地下水の水質の状況を把握するため、県、岡山市及び倉敷市が分担し、県下 31 地点で概況調査を行うとともに、過去に汚染が確認された 12 地点で継続監視調査を実施した。

## 【測定地点の内訳】

区 分	岡山県	岡山市	倉敷市	合 計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	6	4	12
合 計	21	12	10	43

## 1 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目（28 項目）と要監視項目（24 項目）

## 2 結果概要

## (1) 概況調査

## ア 環境基準項目

31 地点のうち 3 地点で環境基準を超過した。環境基準を超過した項目は、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目であった。原因としては、ふっ素は自然由来、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は施肥の影響と推定された。

## イ 要監視項目

2 地点で測定を行ったが、指針値のあるクロロホルム等 22 項目はいずれも指針値に適合した。指針値のないニッケル等 2 項目はいずれも不検出であった。

## (2) 継続監視調査

以前に汚染が確認され、周辺調査が終了している 12 地点のうち 6 地点で環境基準を超過し、汚染の継続が確認された。環境基準を超過した項目は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ひ素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であり、原因としては、これまでと同様にそれぞれ、事業場由来、自然由来と推定される。



## 平成26年度地下水水質測定計画作成の基本方針

## 1 概況調査について

- (1) 目的 県内で広く地下水汚染を発見する。
- (2) 測定地点の選定  
岡山県を5km四方のメッシュに分割し、過去に測定を実施していないメッシュを中心に選定する。
- (3) 測定地点数
  - ・ 県 19地点（市(岡倉を除く13市)は1地点、町村(12町村)は隔年で1地点)
  - ・ 岡山市、倉敷市 各市内6地点
- (4) 測定対象井戸の選定  
選定したメッシュ内において、事業所や一般家庭が所有している井戸を選定する。  
この場合、地域全体が把握できる井戸や有害物質使用特定事業場の周辺の井戸等地域の実情に応じた井戸とする。
- (5) 測定項目
  - ・ 環境基準項目（28項目） すべての測定地点で測定
  - ・ 要監視項目（24項目） 測定地点のうち2地点で測定

## 2 継続監視調査

- (1) 目的 以前に汚染が確認され、継続している地点について、変動を把握する。
- (2) 平成25年度に引き続き測定する地点
  - ・ 高梁市成羽町成羽地内（項目：トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン）
  - ・ 井原市高屋町地内（項目：トリクロロエチレン）
  - ・ 岡山市東区金岡東町地内（項目：鉛）
  - ・ 岡山市中区藤原西町地内（項目：鉛、ひ素）
  - ・ 岡山市北区今岡地内（項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素）
  - ・ 倉敷市児島唐琴地内（項目：テトラクロロエチレン）
  - ・ 倉敷市沖地内（項目：テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン）
  - ・ 倉敷市中島地内（項目：1,2-ジクロロエチレン）
- (3) 測定を終了する地点  
環境省通知「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」に基づき、一部の井戸において測定を終了する。
  - ・ 岡山市北区野田地内（2地点）（項目：ひ素）  
自然由来による汚染であり、周辺井戸での地下水の飲用もないため。
  - ・ 岡山市北区立田地内（項目：ふっ素）  
自然由来による汚染であり、周辺井戸での地下水の飲用もないため。
  - ・ 岡山市南区箕島地内（項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）  
過去5年間環境基準以下で推移しており、周辺井戸での地下水の飲用もないため。
  - ・ 倉敷市中帯江地内（項目：ひ素、ふっ素）  
自然由来による汚染であり、周辺井戸での地下水の飲用もないため。

## 【測定地点の内訳】

区分	岡山県	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	3	3	8
合計	21	9	9	39

## 平成25年度地下水水質測定計画からの変更点

## 1 概況調査

地点名	変更内容	変更理由
岡山県、岡山市、倉敷市 調査井戸	県を5kmメッシュに分割し、順次ローリング方式により調査区域を選定（県19地点、岡山市6地点、倉敷市6地点で調査実施）	

## 2 継続監視調査

地点名	変更内容	変更理由
岡山市北区野田地内（ひ素）	測定終了	自然由来による汚染であり、周辺井戸での地下水の飲用もないため
岡山市北区立田地内（ふっ素）		
岡山市北区野田地内（ひ素）		
倉敷市中帯江地内（ひ素、ふっ素）		
岡山市南区箕島地内 （硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）	測定終了	過去5年間環境基準以下で推移しており、周辺井戸での地下水の飲用もないため

## 公共用水域の環境基準等

## I 人の健康の保護に関する環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

項 目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

II 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

イ

項目 類型	基準値	
	全窒素	全りん
I	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

2 海域

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

イ

項目 類型	基準値	
	全窒素	全りん
I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

### Ⅲ 要監視項目

#### (1) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(平成 21 年 11 月 30 日 環水大水発第 091130004 号、環水大土発第 091130005 号)

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下

## (2) 水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値

(平成 15 年 11 月 5 日 環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号)

(平成 25 年 3 月 27 日 環水大発第 1303272 号)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/L 以下
		生物特A	0.006mg/L 以下
		生物 B	3mg/L 以下
		生物特B	3mg/L 以下
	海域	生物 A	0.8mg/L 以下
		生物特A	0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下
		生物 B	0.08mg/L 以下
		生物特B	0.01mg/L 以下
	海域	生物 A	2mg/L 以下
		生物特A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/L 以下
		生物特A	1mg/L 以下
		生物 B	1mg/L 以下
		生物特B	1mg/L 以下
	海域	生物 A	0.3mg/L 以下
		生物特A	0.03mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001mg/L 以下
		生物特A	0.0007mg/L 以下
		生物 B	0.004mg/L 以下
		生物特B	0.003mg/L 以下
	海域	生物 A	0.0009mg/L 以下
		生物特A	0.0004mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.02mg/L 以下
		生物 B	0.02mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物 A	0.1mg/L 以下
		生物特A	0.1mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03mg/L 以下
		生物特A	0.003mg/L 以下
		生物 B	0.03mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下



#### IV 環境基準類型指定状況

##### (1) BOD、COD等

区分	水域名	あてはめ水域名	該当類型	達成期間	類型指定年月日	
河川	高梁川	高梁川上流(新見市昭和橋より上流)	A	イ	S45. 9. 1 閣議決定	
		〃 中流(新見市昭和橋から成羽川合流点まで)	A	イ	H20. 3. 28 県告示第 173 号	
		〃 中流(成羽川合流点から湛井堰まで)	A	イ	〃	
		〃 下流(湛井堰より下流)	B	イ	〃	
		西川(全域)	A	イ	S54. 4. 6 県告示第 330 号	
		小坂部川(全域)	A	イ	S45. 9. 1 閣議決定	
		有漢川(全域)	A	イ	〃	
		成羽川(全域)	A	イ	〃	
		小田川上流(淀平堰より上流)	A	イ	〃	
		〃 下流(淀平堰より下流)	B	イ	〃	
		美山川(星田川を含む)	A	イ	S49. 5. 10 県告示第 549 号	
		里見川(全域)	D	イ	S45. 9. 1 閣議決定	
	旭川	旭川上流(湯原ダムより上流)	AA	イ	S46. 5. 25 閣議決定	
		〃 中流(湯原ダムから乙井手堰まで)	A	イ	〃	
		〃 下流(乙井手堰より下流)	B	ロ	〃	
		新庄川(全域)	A	イ	S53. 4. 18 県告示第 332 号	
		百間川(全域)	C	ハ	S46. 5. 25 閣議決定	
		砂川(全域)	B	ロ	S51. 4. 23 県告示第 365 号	
	吉井川	吉井川上流(嵯峨堰より上流)	A	イ	S46. 5. 25 閣議決定	
		〃 中・下流(嵯峨堰より下流)	B	ロ	〃	
		加茂川(全域)	A	イ	S52. 4. 22 県告示第 347 号	
		梶並川(全域)	A	イ	S48. 4. 17 県告示第 424 号	
		滝川(全域)	B	ロ	〃	
		吉野川(全域)	A	イ	〃	
	笹ヶ瀬川	金剛川(全域)	A	ロ	〃	
		笹ヶ瀬川(全域)	B	ハ	S49. 5. 10 県告示第 549 号	
		足守川上流(前川合流点より上流)	A	ハ	〃	
	倉敷川	足守川下流(前川合流点より下流)	B	イ	〃	
		倉敷川(流入支川を含む)	C	ハ	〃	
	芦田川	高屋川(岡山県の区域内全域)	A	ハ	S50. 5. 13 県告示第 571 号	
	伊里川	伊里川(大谷川を含む)	B	ロ	〃	
	湖沼	児島湖	児島湖	B	ハ	S46. 5. 25 閣議決定
	海域	水島	玉島港区(別記1の水域)	C	イ	S45. 9. 1 閣議決定
			水島港区(別記2の水域)	C	イ	〃
			水島地先海域(甲)(別記3の水域)	B	イ	〃
			〃(乙)(別記4の水域)	A	イ	〃
児島湾		児島湾(甲)(別記5の水域)	C	ロ	S46. 5. 25 閣議決定	
		〃(乙)(別記6の水域)	B	ロ	〃	
		〃(丙)(別記7の水域)	A	イ	〃	
備讃瀬戸		備讃瀬戸(別記8の水域)	A	イ	S49. 5. 13 環境庁告示第 39 号	
牛窓地先海域		牛窓地先海域(別記9の水域)	A	イ	S48. 4. 17 県告示第 424 号 H16. 10. 29 県告示第 617 号	
播磨灘北西部		播磨灘北西部(別記10の水域)	A	ロ	S49. 5. 13 環境庁告示第 39 号	

(備考) 達成期間の分類は、次のとおりである。

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別記

- 1 玉島灯台と浦賀玉島ジーゼル工業株式会社敷地西北端を結んだ線より北方の海域（玉島港区）
- 2 川崎製鉄株式会社敷地東南端と宮鼻南端を結んだ線より北方の海域（水島港区）
- 3 灯籠崎南端、上濃地島北端、太濃地島東端、イザノロジ島南端、上水島北端、下水島北端、寄島南端及び青佐鼻東端を順次に結んだ線より北方の海域であって、水島港区及び玉島港区に係る部分を除いたもの。（水島地先海域(甲)）
- 4 水島港区、玉島港区及び水島地先海域(甲)に係る海域を除く水島地先海域（水島地先海域(乙)）
- 5 岡山市海岸通1丁目3番地の13と岡山市飽浦340番地を結ぶ線、児島湖えん堤および陸岸により囲まれた海域（児島湾(甲)）
- 6 岡山市西大寺正儀5203番地と岡山市小串321番地を結ぶ線、児島湖えん堤および陸岸により囲まれた海域であって、児島湾(甲)に係る部分を除いたもの（児島湾(乙)）
- 7 岡山市西大寺宝伝赤石3257番地の2から玉野市沼灰山1015番地の1に至る陸岸の地先海岸であって、児島湾(甲)、および児島湾(乙)に係る部分を除いたもの（児島湾(丙)）
- 8 玉野市出崎と香川県井島ヘガラ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、福山市狐崎と広島県宇治島西端を結ぶ線、同島南端と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって箕島町地先海域、番の州泊地、坂出港、高松港、詰田川尻並びに昭和45年9月1日閣議決定の水島港区、玉島港区、水島地先海域(甲)及び水島地先海域(乙)に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸）
- 9 瀬戸内市邑久町福谷5288番地から岡山市西大寺宝伝赤石3257番地の2に至る陸岸の地先海域（牛窓地先海域）
- 10 相生市金ヶ崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県稲鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）

(2) 児島湖一全窒素、全りん

区分	水域名	あてはめ水域名	該当類型	暫定目標（平成27年度）	類型指定年月日
湖沼	児島湖	児島湖	V	全窒素 1.1mg/L 全りん 0.17mg/L	S62.3.10 県公告第165号 H4.3.27 県公告第177号

(備考) 達成期間は、次のとおりとする。

段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。暫定目標は、湖沼水質保全特別措置法第4条第1項の規定による湖沼水質保全計画に定める全窒素及び全りんの水質目標値である。

(3) 海域一全窒素、全りん

区分	あてはめ水域名	該当類型	達成期間	類型指定年月日	備考
海域	水島港区（別記1）	Ⅲ	イ	H9.4.28 環境庁告示第19号 H15.3.27 環境省告示第35号※	備讃瀬戸水域
	水島地先海域（別記2）	Ⅱ	イ		
	備讃瀬戸（イ）（別記3）	Ⅱ	イ		
	備讃瀬戸（ロ）（別記4）	Ⅱ	イ		
	備讃瀬戸（ハ）（別記5）	Ⅱ	イ		
	児島湾（別記6）	Ⅳ	イ	H10.3.20 県告示第190号	
	児島湾沖（別記7）	Ⅱ	イ	H16.2.27 県告示第105号	
	牛窓地先海域（別記8）	Ⅱ	イ	H16.10.29 県告示第618号	
	播磨灘北西部（別記9）	Ⅱ	イ	H9.4.28 環境庁告示第19号 H15.3.27 環境省告示第35号	播磨灘北西部水域

(備考) 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成。

ロ：5年以内で可及的速やかに達成。

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成。

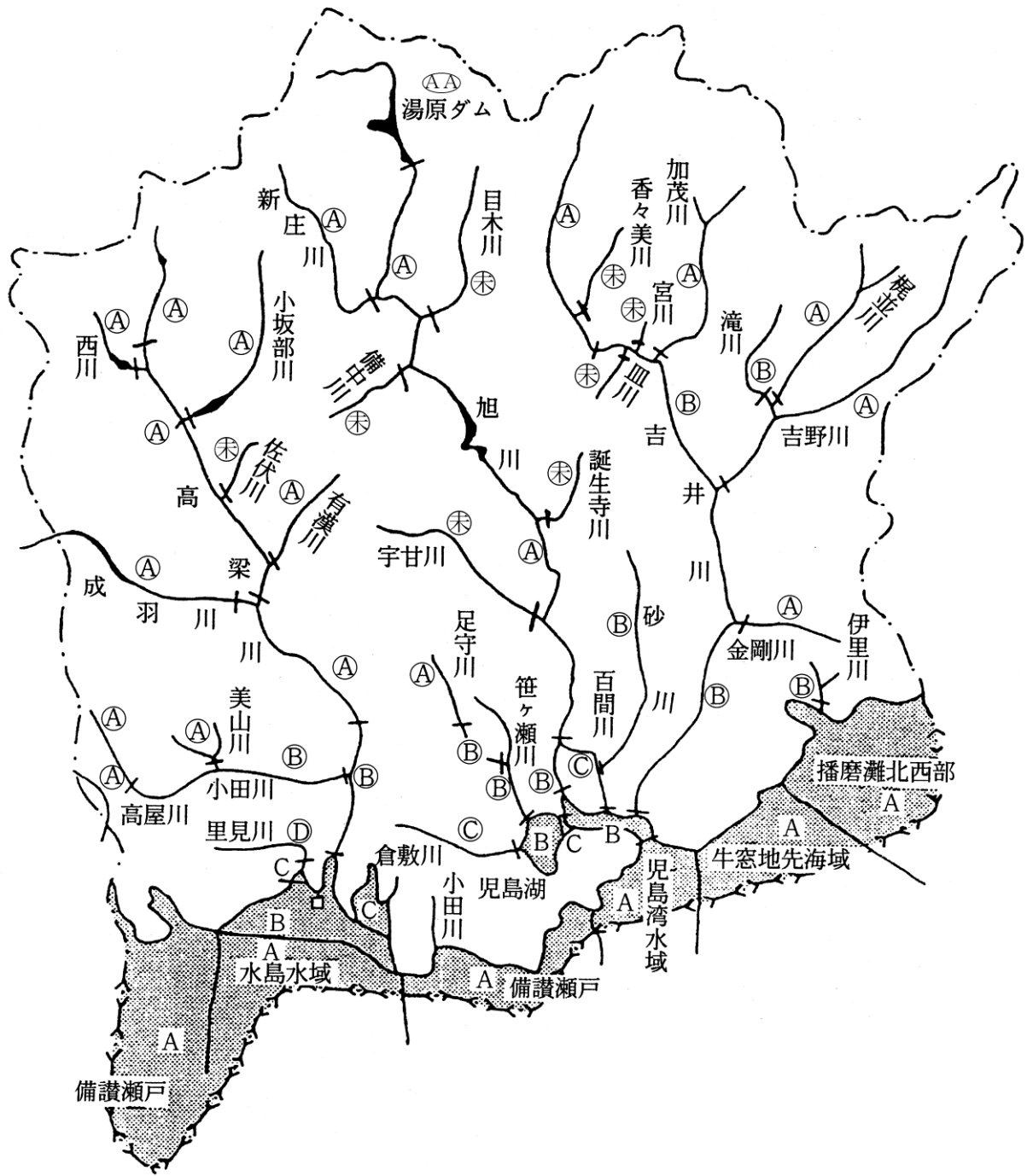
ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。

※海域の全窒素、全りんについては、平成15年3月27日付け環境省告示第35号及び平成16年2月27日付け岡山県告示第105号で達成期間が改正され、暫定目標が廃止された。

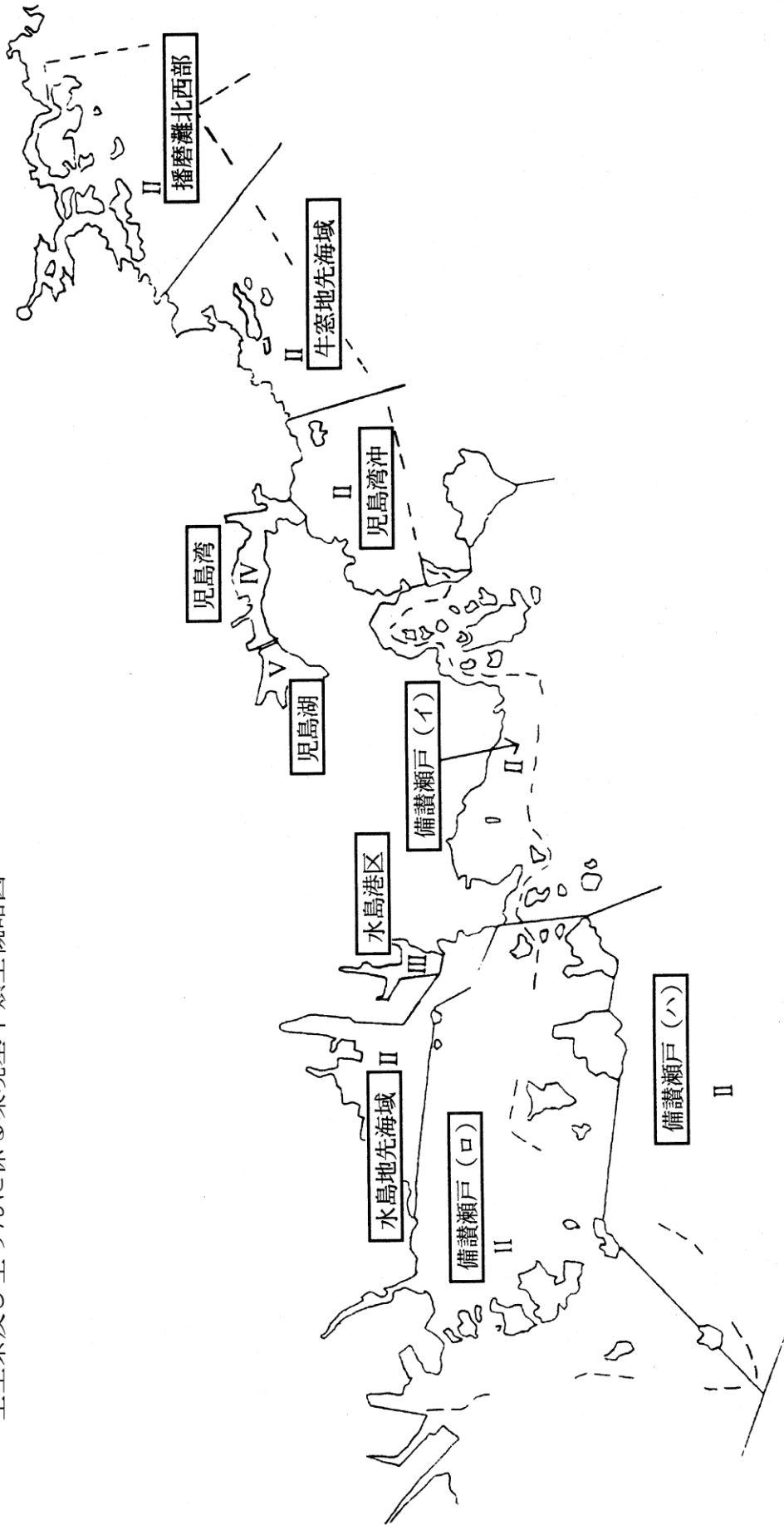
## 別記

- 1 倉敷市川崎製鉄株式会社敷地東南端と同市宮の鼻南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（水島港区）
- 2 倉敷市灯籠崎南端と岡山県上濃地島北端を結ぶ線、同地点と同県大濃島東端を結ぶ線、同地点と同県イザノロジ島南端を結ぶ線、同地点と同県上水島北端を結ぶ線、同地点と同県下水島北端を結ぶ線、同地点と同県寄島南端を結ぶ線、同地点と同県寄島町青佐鼻東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区に係る部分を除いたもの（水島地先海域）
- 3 玉野市出崎と香川県井島ヘラガ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダツダカ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同地点と坂出市砂弥島北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸(イ)）
- 4 倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同県六島北端を結ぶ線、同島南端と同地点から南西方5,900m地点（北緯34度16分59秒、東経133度30分56秒。以下「A点」という。）を結ぶ線、同地点と広島県宇治島南端を結ぶ線、同県西端と福山市狐崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区、水島地先海域及び箕島町地先海域に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸(ロ)）
- 5 坂出市砂弥島北端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同島六島北端を結ぶ線、同島南端とA点を結ぶ線、同地点と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸(ハ)）
- 6 岡山市西大寺正儀5203番地と岡山市小串321番地とを結ぶ線、児島湖えん堤及び陸岸により囲まれた海域（児島湾）
- 7 岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2から玉野市沼灰山1015番地の1に至る陸岸の地先海域であって、児島湾に係る部分を除いたもの（児島湾沖）
- 8 瀬戸内市邑久町福谷5288番地から岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2に至る陸岸の地先海域（牛窓地先海域）
- 9 相生市金ヶ崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県猪ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）

BOD (COD) 等に係る環境基準類型指定概略図



全室素及び全りに係る環境基準類型概略図



## 地下水の環境基準等

## I 人の健康の保護に関する環境基準

(平成9年環境庁告示第10号)

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
フッ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

## II 要監視項目

人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値

(平成 21 年 11 月 30 日 環水大水発第 091130004 号、環水大土発第 091130005 号)

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下